

令和6年2月

東日本大震災により被災された皆さまの
医療機関等の窓口における一部負担金の免除について **(期間延長)**

交付済の医療機関等の窓口における一部負担金の免除証明書について、その期間が延長されることになりましたため、有効期限を更新した免除証明書（令和7年2月28日までのもの）を送付します。

お手元の免除証明書（有効期限：令和6年2月29日までのもの）を返却下さいますようお願いいたします。

免除期間と内容

(旧) 令和6年2月29日まで ⇒ (新) 令和7年2月28日までの診療、調剤および訪問看護

※入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージやはり灸などはお支払いただく必要があります。

還付申請について

免除認定者のうち、既に支払った一部負担金等がある場合は、その方からの申請により還付します。
該当される場合は、『健康保険一部負担還付申請書』に『免除証明書の写』と保険医療機関等が発行した『領収書原本』を添付の上、ワールド健康保険組合へ提出してください。

※領収書原本を紛失されている場合は、下記へご相談ください。(ご本人より受診日・医療機関名・受診日等をお申し出いただくことにより、医療機関から健康保険組合への請求内容を確認の上、支給できる場合があります。)

【免除証明書返却・申請書送付および問い合わせ先】

〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-8-1 ワールド本社ビル1階

ワールド健康保険組合 給付担当宛

TEL:078-302-8185

Mail: world-kenpo@world.co.jp